

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第30回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和5年2月22日(水) 午前10時から10時55分
開 催 場 所	瑞穂町役場庁舎 4階 全員協議会室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：池田委員(分科会長)、木村委員(副分科会長)、原田委員 欠席者：石川委員、松岡委員 (部長職) 出席者：大井企画部長、野口住民部長、小作協働推進部長、福島福祉部長、横沢都市整備部長、小峰教育部長 (説明員) 4 審査-10：長谷部産業経済課長、田中農政係長 4 審査-11：森田安全・安心課長、吉岡安全係長 4 審査-12：工藤健康課長、片野保健係長 (事務局) 宮坂企画政策課長、渡辺企画推進係長
配 布 資 料	【事前配付】 資料1：瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金審査書別紙 事業概要 資料2：瑞穂町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金審査書 瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付要綱(案) 資料3：多胎妊婦の妊婦健康診査費用助成事業審査書 【国資料】(令和5年度概算要求の概要)多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 【都資料】とうきょうママパパ応援事業実施要綱 資料4：私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援補助金審査書 【都資料】私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援事業(案) 資料5：妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金)審査書 【国資料】出産・子育て応援交付金補足資料 資料6：パースデーサポート事業審査書 【都資料】とうきょうママパパ応援事業一覧 資料7：瑞穂町就学援助費審査書 瑞穂町就学援助費支給要綱(改正案) 資料8：瑞穂町特別支援教育就学奨励費審査書 瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱(改正案) 【当日配付】 資料9：事前質問一覧 資料10：【報告事項】事前質問回答
議 題	議題1 補助金等審査 (審査事項) 4 審査-10・瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金【産業経済課】 4 審査-11・瑞穂町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金【安全・安心課】 4 審査-12・多胎妊婦の妊婦健康診査費用助成事業【健康課】

	(報告事項) 4 報告- 8・私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援補助金【子育て応援課】 4 報告- 9・妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金)【健康課】 4 報告- 10・バースデーサポート事業【健康課】 4 報告- 11・瑞穂町就学援助費【学校教育課】 4 報告- 12・瑞穂町特別支援教育就学奨励費【学校教育課】
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)	1 開会 池田分科会長から会議公開及び参加職員についての説明が行われ、会議が進められた。 2 議題 議題1「補助金等審査」 (企画政策課長) 審査に入る前に、事務局より資料の確認が行われた。 4 審査- 10 瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金 ○審査案件についての説明要旨 (産業経済課長) この補助金は、スマート農業や環境負荷軽減に取り組む農家を支援し、農業生産における省力化・効率化および環境と調和のとれた地域農業の持続的発展を目指すことを目的として実施するものである。 別紙、事業概要をご覧ください。補助対象は、認定農業者、認定新規就農者および農産物販売金額が年間50万円以上の販売農家となる。補助対象経費は、①スマート農業推進事業と②環境負荷軽減事業の2種類あるが、①スマート農業推進事業は、ロボット技術やICTなどの先端技術の導入経費で、②は、環境と調和した農業資材の購入経費である。 審査方法は、記載のとおりだが、スマート農業については専門家で構成する専門家会議で審査を行うとともに、専門家から申請事業に対するアドバイスをいただき、申請者の営農に活用する仕組み作りを行う。 審査書の説明に戻らせていただく。補助の必要性だが、国が定めた『みどりの食料システム戦略』において、2050年までに目指す姿として、化学肥料の使用量を30%低減するなどの目標を掲げている。また、農業者の高齢化、後継者不足といった課題もあることから、町の農業を将来にわたって持続させるためにも、支援が必要と考える。 補助金額等については、補助上限額が認定農業者等と、年間50万円以上の販売農家で異なる。①スマート農業推進事業は、補助率3分の2で、上限額はそれぞれ50万円、15万円 ②環境負荷軽減事業は、補助率2分の1で、上限額は10万円、3万円となっている。

実施期間は令和５年度から実施したいと考えている。

(産業経済課長)

続いて、質問事項についてお答えしたい。

「補助対象事業について教えてください。」の質問については、先ほどご説明したとおり、補助対象事業は①スマート農業推進事業と②環境負荷軽減事業の２種類である。

続いて「化学肥料の３０％低減の具体的な方法は？」という質問について、お答えする。この項目については、化学肥料からたい肥や有機質肥料への置き換えを推進することで、化学肥料の低減をすすめていくものである。なお、化学肥料の低減のためにも、多くの農業者の方に低減に取り組んでいただけるよう事業のＰＲをしっかりと行っていきたいと考えている。

次は「認定農業者の対象となる条件及び対象事業者数は？」についてお答えしたい。まず、認定農業者になるためには、農業者自らが、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標（例えば、野菜の直売を中心とした経営では農業所得３００万円、シクラメンの直売と花卉の市場出荷による花卉経営＝所得１,０００万円など）に向けて、目標達成するための、経営計画を作成する必要がある。具体的には例として、野菜であれば、農業所得３００万円をめざして、何を栽培し、どのような方法で農業経営をして、所得目標を達成するのかという計画である。その後、その計画を達成できるか審査し、計画が認定された場合には認定農業者になることができる。わかりやすく言うと、「所得増大や経営規模拡大に向けて、自分で目標を立てて、その目標に対して意欲的に取り組んでいる農業者」ということができるかと思う。現在の瑞穂町の認定農業者数は３３経営体である。

次の質問「別紙に記載のある『スマート農業専門家』とはどんな方ですか。」については、スマート農業に関する専門的な知識を有する大学教授、また、東京都などの関係機関の職員を予定している。

続いて、「補助対象の中に『予算の範囲内において交付』とあるが、予算額はいくらですか。」という質問をいただいているが、令和５年度の予算額として、スマート農業推進事業、環境負荷軽減事業合わせて４８６万円を計上している。

最後、「補助金額及び補助割合の中に『農産物販売』とありますが、これには農産物を使った加工品も含まれますか」については、確定申告書の農業所得用の青色申告決算書にある販売金額に計上することが適当である加工品については、こちらに該当すると考えている。

説明は以上である。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(木村委員)

加工品の質問について、具体的な加工品は例えばジャムといったものか。

(産業経済課長)

全てを把握しているわけではないが、例えば、干し芋は該当する。

(原田委員)

スマート農業の導入と聞くと、導入するのに多大なコストがかかるという印象があり、助成金を導入できたとしても多額の費用が必要ではないかと思うが、環境制御システムやロボット草刈機といった記載の機器の導入費用や整備費用は具体的にはどのくらいかかるものなのか。

(産業経済課長)

手軽なものから高額なものまであり、最近は急速に普及し、値段も下がってきていると聞いている。例えば、環境制御システムなら10万円程度のものである。探知機を使い、ご自分のスマートフォンで操作するという形態のものもある。ロボット草刈機も様々で何百万円もするものから安いもので30万円から50万円といったものもあるようである。アシストスーツも10万以内で購入できると認識している。

(原田委員)

その他の欄に3年間実施した後に効果の検証とあるが、具体的にどう行うかというところと、助成を受けた人に負担がないかをお聞きしたい。

(産業経済課長)

効果の検証については、基本的には導入した農家の皆さんのところに訪問して、利用状況や生産量や作業量の現状はどのくらいであったのかなどを確認する予定である。聞き取りか提出してもらうかは今後検討するが、導入して終わりではなく、3年間追って検証していきたいと考えている。

(原田委員)

たくさんデータを取るといった負担がかからなければよいと感じた。

(池田分科会長)

スマート農業の専門家について、大学教授や東京都の職員という話があったが、具体的に選考しているのか。

(産業経済課長)

その方にあたっている状況である。農学博士でスマート農業についての専門家としてその分野にずっと携わっている方である。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(木村委員)

賛成である。農業はとても大事で、農業がある地域に住んでいるということはある意味誇りだと思う。活動を楽しんであげられればと思うので、賛成する。

(原田委員)

農業を携わる人の後押しになればと思う。また、食と暮らしの発展につながる事業だと思うので賛成する。

(池田分科会長)

私もわずかだが畑の仕事をしています。こういう事業に対して推奨して、農業の活性化ができればと思う。賛成する。

※賛成3人となった。

4 審査-1 1 瑞穂町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金

○審査案件についての説明要旨

(安全・安心課長)

それでは概要について説明させていただく。

この補助金は、瑞穂町消防団の団員で、道路交通法が改正された平成29年3月12日以降に初めて普通自動車免許証を取得した者または取得しようとする消防団員に対し、消防ポンプ自動車を運転するために、準中型免許取得のための補助金を創設するものである。

添付した瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付要綱が作成予定の規定になる。

補助対象者である消防団員が、自動車教習所において、準中型免許を取得する場合に要する入学金、教習料金等の経費を補助するものだが、これは、平成29年3月12日の道路交通法の改正により準中型免許が新設され、普通自動車免許で運転できる車両総重量は3.5トン未満になったため、車両総重量が約4.9トンある現在の消防ポンプ自動車を平成29年3月12日以降に初めて普通自動車免許証を取得した者または取得しようとする団員は運転することができなくなったことが理由としてある。対象となる消防団員は現在28人在籍し、今後入団してくる消防団員についても消防ポンプ自動車を運転することができないことになってしまう。年々、消防団員の確保が厳しくなっている。消防団員の確保と消防団活動の充実のため、準中型自動車免許取得のための補助金を創設するものである。

補助金額については、一人226,000円の補助として5名分、1,130,000円を補助金額とする。補助割合については、100%の補助とするが、普通自動車運転免許を取得していない者が普通自動車運転免許と準中型免許を併せて取得しようとするときは、当該経費から普通自動車運転免許のみを取得しようとするときにかかる分を除いた経費とする。

実施期間は令和5年4月1日からの実施を予定している。

その他の情報として、近隣市では、青梅市、福生市、武蔵村山市、奥多摩町、入間市がすでに導入している。

(安全・安心課長)

続いて事前の質問が3点あったのでお答えする。

1点目「自動車教習所(学校)の選定は本人の任意それとも指定されるのですか。指定される場合は施設名を教えてください。」の質問については、自動車教習所の選定は本人の任意とし、指定は行わないこととしている。

続いて、「補助金を使用して免許取得後、5年の誓約を遵守できなかった場合の経過年数によるペナルティはどのようにしようと考えていますか。」との質問をいただいている。これについては、正当な理由(病気、転勤等)がなく、5年の誓約を遵守できない場合は、返還を求めていくことになる。

最後の質問だが、「補助金額が5名分となっていますが、あとの23名(運転することができない消防団員)の予定はどうなっていますか。」との質問をいただいた。これについては、令和5年度当初予算案としては5名分を計上している。残りの対象者についても順次免許が取得できるよう令和6年度以降も、令和5年度の予算案と同じように、予算の範囲内で実施していきたいと考えている。

以上で説明を終わる。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(木村委員)

消防団員の方は本業を持ちながらボランティアで行ってもらっている。寝ているときに火事があった場合はいかなければならないといった負担も多いので、少しでも負担を軽減できるこの案はとても良いと思う。

(原田委員)

今後入団する方たちも対象となるということだが、AT限定免許があると思うが、AT限定の解除費用も対象になるのか。

(安全・安心課長)

現在消防ポンプ車はAT車であるため、解除の必要がない。

(池田分科会長)

5年の誓約を遵守できない場合について、経過年数での控除についてはどう考えているか。

(安全・安心課長)

要綱上、段階を経てということについては考えていない。したがって、1年であろうと、3年、4年であろうと、5年に満たなければ全額返還となる。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(木村委員)

先ほどもお話したが、消防団員の方々が一生懸命行うのをバックアップできるのは大切なことだと思うので賛成である。

(原田委員)

消防団員の確保と消防活動の安定的な維持・強化につながることを期待できると思うので賛成である。

(池田分科会長)

私も賛成である。

※賛成3人となった。

4 審査-1 2 多胎妊婦の妊婦健康診査費用助成事業

○審査案件についての説明要旨

(健康課長)

補助金について説明を行う。

この事業の補助対象者は、多胎妊婦とされる同時に2人以上の胎児を妊娠している妊婦で、瑞穂町多胎妊婦の妊婦健康診査費用助成金交付要綱を令和5年度予算成立後の制定を予定している。

妊婦健康診査は、通常14回程度受診することが望ましく、多胎妊婦の場合は、この回数よりも追加で受診する健康診査に対して、その費用を補助しようとするものである。多胎児を妊娠している妊婦1人当たりにつき、5回を限度とし、通常の14回に加えて5回を上限に健診費用の支援を行う。多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査の受診が推奨されている。そのため、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ろうとするものである。

補助金額については、健康診査1回当たり5,000円で、健診費用がこれに満たないときは、その額としている。補助割合としては、国が2分の1を負担し、瑞穂町と東京都がそれぞれ4分の1を負担する。

事業の開始は令和5年度を予定している。なお、令和3年度が多胎妊婦は、4人だった。

続いて、事前にいただいた質問について、保健係長より回答させていただく。

(保健係長)

1点目として、「健康診査について、出産までの通常14回の受診サイク

ル及び多胎児妊娠の場合の受診サイクルはどのようになっていますか。また、5回に制限している根拠は？」という質問をいただいている。通常、望ましい受診の頻度は、妊娠初期から妊娠23週までは1か月に1回、妊娠24週から35週までは半月に1回、妊娠36週から出産までは毎週1回とされている。多胎妊婦については、特にどの時期にどの程度の受診回数が望ましいという基準はないが、母体への負担は大きく、早産、妊娠糖尿病、妊娠高血圧症候群などのリスクが高いため、より頻回の受診が推奨されている。多胎妊婦への助成回数を5回としている根拠は、国と東京都の補助金の交付要綱いずれも、補助金の交付回数を多胎妊婦1人につき5回としているためになる。

2点目として、「1回5,000円という金額の根拠は？」との質問をいただいている。これは、1点目の質問と同様、国と東京都の補助金の交付要綱いずれも、補助金の補助経費の単価を5,000円としているためであるが、現在令和4年度の妊婦健診の委託契約単価は、5,070円となっており、この金額と均衡がとれるものと考えている。

続いて、3点目として、「令和4年度までは補助はなかったのですか。6年度以降の方針は？」についてお答えする。国の補助制度は令和3年度に、東京都の補助制度は令和4年度に創設されている。それを受け、令和5年度から町としても補助制度を創設するものである。令和6年度以降も継続したいと考えている。

4点目として、「その他に『令和3年度は4人』とあるが、令和5年度は何人位の予定ですか。」の質問については、令和5年度も4人と見込んでいる。

最後5点目の質問は、「周辺の自治体も同じ事業をしていますか。同じ事業を行っている自治体と比べて回数と金額は同程度でしょうか。個人的な感覚では1回5,000円では少ないと感じますが、他の自治体と比べて少ないのならば最低でも同程度が良いと感じますが、いかがでしょうか。」との質問であるが、令和4年度は、都内61区市町村中15の区市で実施している。多摩地区では三鷹市、昭島市、東村山市、狛江市、清瀬市などが行っている。現在実施している区市では、5回を限度に5,000円を補助しているところがほとんどとなっている。

先ほどの質疑でもお答えしたが、妊婦健診（2回目以降）の委託契約単価は、5,070円のため、5,000円という助成額は、均衡がとれていると考えている。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答
(木村委員)

多胎児は妊婦の方も大変だと思う。5年度が初めての事業になるとのことだが、とてもいいことだと思う。経済的負担のことも含めても賛成であ

る。

(原田委員)

資料では読み取れなかったが、里帰り出産などで瑞穂町以外で健診を受ける場合も補助される対象になるのか。

(保健係長)

里帰りの妊婦については、既に里帰り中に受けた健診費用を助成する制度があるため、そちらでの対応となる。

(池田分科会長)

今のお話の中では、妊婦健診は5か月半頃までには一月に1回、それ以降はだいたい2回からということになっていたかと思うが、その補助はどこで使用しても良いのか。5回を出産までの間に任意に使うことができるのか。

(保健係長)

妊婦面談の際に14回分の受診票を渡すので、それを先に使用していただく形になる。足りなくなった場合に今回の助成を使用していただく。償還払いなので、あとから申請をいただくことになる。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(池田分科会長)

今お話を伺ったように両名の委員からも賛成ということでよろしいか。

(木村委員・原田委員了承)

※賛成3人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

審査事項に引き続き、報告事項の説明が行われた。

4 報告- 8 私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援補助金

○報告案件についての説明要旨

※事務局から資料4に基づき、事業概要の説明が行われた。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(木村委員)

瑞穂町でも悲しい事故が起きないように、とても大事な補助金であると思う。町でも事あるごとにチェックをしていただき、機械だけに頼らずに

園がしっかりチェックできているか、認識・意識を高められるよう促してもらいたい。少子化でもあり大事な命であるので、そういったことを考えながらやっていただければと思う。

(原田委員)

装置を導入するというだけではなく、それを正しく使うということが大事だと思う。講習やマニュアル作成の費用も対象になるということなので、いい取組だと感じる。

4 報告- 9 妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業（出産・子育て応援交付金）

4 報告- 10 バースデーサポート事業

○報告案件についての説明要旨

※事務局から資料5及び資料6に基づき、事業概要の説明が行われた。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(木村委員)

出産からお子さんが1歳になるまで継続的なサポートがあるということは、その家庭にも母親にも良いことであり、子どもも守っていくことができ、行政も一緒になって守りながら少子化対策をしていくということなので、とても良い事業だと思う。

(原田委員)

私も同じ意見である。子育て支援ということで、色々な取組があり、出産前から、出産・育児と切れ目のない支援が受けられるという体制が進んでいるように感じられるので、大変心強いことだと思う。

4 報告- 11 瑞穂町就学援助費

4 報告- 12 瑞穂町特別支援教育就学奨励費

○報告案件についての説明要旨

※事務局から資料7及び資料8に基づき、事業概要の説明が行われた。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(木村委員)

経済的な困難から同じ教育を受けられないことはとても残念なことなので、それをサポートし、補助できることは大事なことであると思う。子どもたちが同じ土壌で学ぶことができるということは、将来とても大事なことだと思うし、障がいをお持ちの方も補助を受けながらできるということは、なかなか陽が当たらないことかもしれないが、そういう方も同じ

	環境で学ぶことができるということはとても大事なので良い事業だと思う。 (原田委員) 私も同意見である。平等な教育が受けられるというところは大切なことなので、良い取組だと思う。 (木村委員) TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSは障がいの方用のものなど、様々なカリキュラムがあるのか。ない場合は同じプログラムを受けるのか。 (企画政策課長) ランクや授業に応じて様々なパッケージがあると認識している。 (木村委員) 障がいをお持ちの方の場合は普通学級と違う場合もあると思う。 (企画政策課長) その部分是对应もあると思う。 (教育部長) 状況、能力に応じて個別対応なども相談可能だと認識している。 3 その他 特になし 閉会 午前10時55分
--	---